

国東市教育情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、本市の各教育機関における情報セキュリティを確保するための基本方針について必要な事項を定め、教育のために用いるネットワーク及びシステムにおいて、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 国東市立学校設置条例(平成18年国東市条例第101号)に規定する小学校、中学校及び義務教育学校並びに国東市立学校管理規則(平成18年国東市教育委員会規則第13号)第34条第1項に規定する国東市学校支援センターをいう。
- (2) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (3) 情報資産 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 学校が保有し、校務及び授業において取り扱う全ての情報(紙等の有体物に出力された情報を含む。)
 - イ 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
 - ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 教育情報システム コンピュータ、教育ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (8) 教育ネットワーク 本市の各教育機関のコンピュータを接続してデータを通信するための情報通信網及び当該情報通信網を構成する設備をいう。
- (9) 情報セキュリティポリシー この訓令及びこの訓令に基づく規程等並びに第7条に規定する教育情報セキュリティ対策基準をいう。
- (10) 教職員等 情報資産に接する全ての教職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等及び教育委員会事務局の職員をいう。
- (11) 児童生徒 学校に在学している児童又は生徒をいう。

(適用範囲)

第3条 この訓令が適用される機関は、学校及び国東市教育委員会事務局(教育のために用いるネットワーク及びシステム等に限る。)とする。

2 情報資産の分類については別に定めるものとし、教職員等は、情報資産の重要度に応じた情報セキュリティの確保のための対策に努めるものとする。

(教職員等の責務)

第4条 情報資産を取り扱う教職員等は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、情報資産の利用にあたっては、法令及び情報セキュリティポリシー並びに第8条に規定する情報セキュリティ実施手順(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

(情報資産への脅威)

第5条 教職員等は、次に掲げる情報資産に対する脅威に対処するため、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 地震、落雷、火災等の災害による情報システムの停止及びこれに伴う業務の停止等
- (2) 教職員等、児童生徒及び委託事業者による情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用、故障、操作・設定ミス等による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去等

(教育情報セキュリティ委員会)

第6条 学校の情報資産に関して、教育委員会と学校とが一体となって情報セキュリティ対策を推進するため、別に定めるところにより、国東市教育情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(教育情報セキュリティ対策基準の策定)

第7条 教育長は、第5条に規定する脅威から情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を講ずるに当たって遵守すべき行為及び判断等の基準として次に掲げる基本的な事項を明記した「教育情報セキュリティ対策基準」(以下「対策基準」という。)を策定するものとする。

(1) 情報資産の分類

保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の3つの観点から影響度を評価し、その影響度に応じて分類する。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報資産を管理する場所への不正な立入りによる盗難、損傷、妨害等から情報資産を保護するため、適切な設備の設置、盗難防止対策等の物理的な対策を講ずる。

(3) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限及び責任を明確にし、教職員等及び委託事業者に、法令等の内容を周知する等の十分な研修及び啓発を行うため、必要な対策を講ずる。

(4) 技術的セキュリティ対策

外部の不正なアクセス等から情報資産を保護するため、ネットワーク管理、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等の技術面の対策を講ずる。

(5) 運用におけるセキュリティ対策

法令等の遵守状況の確認、情報システムへの接続記録を取得・分析する等の運用面の対策を講ずる。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずる。

2 教育情報セキュリティ対策基準は、非公開とする。

(教育情報セキュリティ実施手順の策定)

第8条 教育長は、教職員等が基本方針及び対策基準を遵守して適切に情報セキュリティ対策を実施できるようにするため、教職員等が行うべき具体的な手順を明記した「学校情報セキュリティ実施手順」(以下「実施手順」という。)を策定するものとする。

2 教育情報セキュリティ実施手順は、非公開とする。

(教職員等への周知)

第9条 教育長は、基本方針、対策基準及び実施手順の教職員等への周知並びに情報セキュリティ意識の向上を図るため、研修、説明会その他啓発活動を実施するものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第10条 教育長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、情報セキュリティ監査又は自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図るものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第11条 教育長は、情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報通信技術の向上、情報資産に対する新たな脅威等に対処するため新たに対策が必要となった場合には、委員会に諮ったうえで情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、教育情報セキュリティに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。